

金融円滑化にかかる基本的方針、体制の概要および実施状況

平成 30 年 11 月 1 日
岩国市農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第 1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化管理に関する体制

(注) 本方針の全文につきましては、平成 25 年 4 月 1 日に公表しております。

第2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するため、以下の体制を整備しております。（体制概要図は別添参照）

- （1）組合長以下、関係役員、室・部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしており、協議内容については、必要に応じて理事会へ報告・議決することとしております。
- （2）信用事業担当常務を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- （3）各支所等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所等における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融円滑化管理責任部署である金融部へ報告することとしております。
- （4）各支所等では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

第3 金融円滑化にかかる措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

当組合では、金融円滑化にかかる措置にかかる苦情相談を適切に行うため、以下の体制を整備しております。（体制概要図は別添参照）

- （1）お客さまからの金融円滑化にかかるご相談窓口を各支所等に設置しております。
- （2）お客さまからの金融円滑化にかかる措置に対する苦情につきましては、苦情相談窓口である金融部金融推進課にて承っております。また、各支所等で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、金融部と各支所等が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

第4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当組合では、金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うため、以下の体制を整備しております。

- （1）事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めております。
- （2）役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めております。

第5 貸付条件の変更等の実施状況

別表のとおり

中小企業者等金融円滑化対応にかかる体制（個別案件対応）

